

2014年7月31日

休暇取得促進行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員がその能力を発揮し仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成26年8月1日～平成28年7月31日までの2年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成26年8月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成27年2月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に回覧

目標2：平成27年7月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

- 平成26年8月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握（総務部）
- 平成26年8月～ 計画的な取得に向けた施策の実施
- 平成27年2月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始
- 平成27年8月～ 計画的な取得に向けた施策（その2）の実施

以上

三ツ星貿易株式会社
総務部